

報告第39号

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和6年12月6日

つくば市長 五十嵐立青

専決処分第26号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分する。

令和6年11月25日

つくば市長 五十嵐立青

損害賠償額の決定及び和解について

筑波ふれあいの里の施設管理上の瑕疵に係る事故に関し、次のとおり損害賠償額を決定し、和解する。

1 事故発生の日時

令和6年9月25日 午前10時30分

2 事故発生の場所

つくば市臼井2090番地20 筑波ふれあいの里駐車場

3 相手方

(1) 住所 つくば市■■■■■■■■■■

(2) 氏名 ■■ ■■

4 事故の概要

上記日時、場所において、管理作業員が刈払機による除草作業中、小石を飛散させ、相手方車両の右側後部ドアガラスを破損させたもの

5 損害賠償額

金136,356円

6 和解の概要

- (1) つくば市は、相手方に対し、金136,356円を支払う。
- (2) 相手方は、その余の請求を放棄する。
- (3) つくば市及び相手方は、本件に関し、本和解契約以外には、何らの債権債務のないことを確認する。